平成２２年（ヒ）第１号
宮崎市大字島之内6012番地54
清算株式会社　株式会社志多不動産開発
代表清算人　萩元　重喜
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所

特別清算終結

平成１６年（ヒ）第２０８３号
東京都港区新橋６丁目８番１号
清算会社　成井農林株式会社
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
３　理由の要領　特別清算の必要がなくなった。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０５５号
東京都港区虎ノ門４丁目３番20号神谷町ＭＴビル14階
清算株式会社　株式会社ニューシティコーポレーション
代表清算人　山田　洋一
１　決定年月日　平成22年２月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　特別清算債権の定義
平成21年９月２日（開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
２　弁済の方法
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　担保権付債権
１　定義
本協定における担保権付債権とは、清算株式会社所有の株式その他の資産について担保権を有する特別清算債権で、平成21年９月２日（開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。
２　弁済
⑴　担保権付債権に対する弁済については、清算株式会社と担保権付債権を有する債権者が別途合意する方法によって弁済する。
⑵　担保権の対象となっている資産は、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続きに係る諸費用（税金、手数料など）を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受けうる金額の範囲で、随時、各担保権付債権の弁済に充てる。
⑶　本項による弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
３　弁済後の残余債権
前項の弁済によって弁済されなかった残額（以下「不足額」という。）については、同弁済による不足額が確定した後に、一般債権（後で定義する）の例によって弁済する。ただし、不足額が確定したときに、既に第３の２に定める弁済期が到来している部分については、不足額が確定した日から１か月以内に支払う。
第３　一般債権
１　定義
本協定における一般債権とは、特別清算債権のうち、担保権付債権に該当しない協定債権をいう。
２　一般債権の弁済
⑴　第１回弁済
清算株式会社は、一般債権元本額の10パーセントを、第１回弁済として本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
⑵　第２回弁済
①　清算株式会社は、各特別清算債権者に対し、その資産のすべての換価が終了した日から１か月以内に、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権元本額の割合に応じて弁済する（以下「第２回弁済」という。）。ただし、第２回弁済時に債権の存否が確定していない係争債権者（後で定義する）が存在している場合、清算株式会社は、既に行った弁済額をすべて持ち戻した上で、当該係争債権者の有する係争債権額を含めて一般債権元本総額を算定し、持ち戻し計算を行った後の各一般債権元本額の割合に応じて、弁済額を決定し、当該額から支払済みの弁済額を控除して弁済を行う。
②　特別清算債権者は、第２回弁済時に残余の特別清算債権につき、その債務を免除する。
③　清算株式会社は、①にいう資産のすべての換価を、おおむね平成22年６月末までを目処として、これを完了するものとする。
⑶　追加弁済
第２回弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を一般債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各特別清算債権者が前項②の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第４　係争債権
１　弁済
特別清算債権者のうち、別表記載の係争債権に係る債権者（以下「係争債権者」という。）に対する弁済は、係争債権の存在が確定したものに限り、存在が確定した範囲で一般債権の例によって弁済する。ただし、当該係争債権の存在が確定したときに、既に第３の２に定める各弁済期が到来している部分については、当該係争債権の存在が確定した日から１か月以内に支払う。
２　前項の係争債権の存在が認められなかった場合には、清算株式会社は、当該係争債権者に対する総弁済予定額を、当該係争債権の存在が認められないことが確定した日の１か月後の日又は第２回弁済日のいずれか遅い日に、当該係争債権者を除いた各特別清算債権者（ただし、債権の存否が確定していない係争債権者は除く。）に対し、その一般債権元本額の割合に応じて弁済する。この場合においては、当該係争債権者を除いた各特別清算債権者が第３の２第⑵項②の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別表省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２１１９号
東京都荒川区東日暮里５丁目48番５号光陽社ビル４階
清算株式会社　旭友産業株式会社
代表清算人　大倉　洋高
１　決定年月日　平成22年２月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の弁済及び免除
⑴　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、全ての資産の換価代金から優先的債権及び特別清算手続に必要な費用を控除した残額を、協定債権として弁済する。
⑵　協定債権者は、本項⑴の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
２　弁済の場所及び方法
⑴　本協定に基づく弁済は、清算株式会社の本店事務所（東京都荒川区東日暮里５丁目48番５号光陽社ビル４階）において行う。ただし、弁済の方法として、協定債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座に、清算株式会社の費用負担で振込送金する。
⑵　本協定に基づく弁済日に上記⑴の弁済場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった協定債権者に対しては、清算株式会社は、当該弁済金を、上記⑴の弁済の場所を管轄する法務局に供託する。
３　追加弁済
第１項⑴の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から優先的債権及び特別清算手続に必要な費用を控除した残額を、協定債権として弁済する。この場合においては、協定債権者が第１項⑵の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部